

乳がん子宮がん検診個別検診のお知らせ

近年、乳がんと子宮がんの罹患者が増えています。加齢に伴い増加する他のがんとは異なり、若い世代で急増しているのが特徴です。特に乳がんは女性のがんの中で一番多くなっています。いずれも早期発見・早期治療により治る可能性が高くなるため、定期的ながん検診を受診することが大切です。まだ受診されていない方は、ぜひ個別検診をご利用ください。

なお、今年度既に保健センターやJAの人間ドックなどで、町の助成を利用して受診された方は、対象外になりますのでご注意ください。それぞれの検診の対象者、指定の医療機関などは以下の通りです。

乳がん検診

- ◎対象者：40歳以上の女性
(昭和58年3月31日までに生まれた方)
- ◎検診の内容：問診、マンモグラフィ検査
- ◎料金：無料
- ◎医療機関：医療法人社団そらちクリニック
住所 滝川市明神町4丁目10番8号
お問い合わせ 22-4568

子宮がん検診

- ◎対象者：20歳以上の女性
(平成15年3月31日までに生まれた方)
- ◎検診の内容：問診、視診、子宮頸部細胞診、内診、超音波検査
- ◎料金：無料
- ◎医療機関：①滝川市立病院
住所 滝川市大町2丁目2番34号
お問い合わせ 22-4311
※月・水・金曜日の午前中のみ
(1日6名まで)
②医療法人シーザーズ・メディ・ケア
神部クリニック
住所 滝川市栄町3丁目3番16号
お問い合わせ 22-2021
※医師が不在の場合がありますので、必ず事前に電話でご確認の上、受診してください。

申込み～受診の流れ

- ①保健センター(69-2100)に申込みをし、受診票を受け取ります。
(郵送も可能なのでご連絡ください)
 - ②各医療機関に受診の予約をします。
 - ③予約した日時に医療機関で受診します。
受診票を提出してください。
- ※念のため、保険証をご持参ください。

お申し込み・お問い合わせ 福祉課保健指導係(保健センター) 電話：69-2100

無料法律相談会の開催

雨竜町在住の司法書士・行政書士 木村幸一先生による無料法律相談会が下記日程で開催されます。

- 日時 10月12日(水) 10時～12時
- 場所 浦臼町商工会館
- 相談内容 相続・遺言・登記(法人・不動産)、債務整理、民事裁判、成年後見等
詳細は浦臼町商工会
電話：67-3331

みんなチェック! 最低賃金。 北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者(会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人)およびその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **920円**

効力発生年月日 令和**4年10月2日**

厚生労働省北海道労働局
労働基準監督署

高齢者世帯等除雪費助成事業

全戸配布チラシにて周知をしていますが、浦臼町では除雪作業が困難な高齢者等の世帯に対し、業者等に支払った費用の一部を助成し、経済的負担の軽減と安全安心な在宅生活を支援します。

■助成対象となる除雪作業

ご自身がお住まいの家屋（店舗兼住宅を含む）の屋根雪下ろしや窓の明かり取りをはじめ、隣接する車庫や物置の除雪、それら建物が所在する敷地の除排雪に係る作業が対象です。

※11月1日（火）から令和5年3月31日（金）までに行った除雪作業で令和5年3月31日までに支払を終えているものが助成の対象です。

■助成の対象となる世帯

11月1日時点で下記のいずれかに該当

- (1) 70歳以上の者のみで構成される世帯
- (2) 身体障害者手帳1級・2級または肢体不自由区分の下肢や体幹に該当する者のみで構成される世帯
- (3) 母子および父子ならびに寡婦福祉法による母であって、児童を扶養している世帯
- (4) 要介護1以上の介護認定を受けている単身者世帯
- (5) (1)～(4)に該当する者のみで構成される世帯
- (6) その他町長が特に必要があると認めた世帯（同居の家族の入所や長期入院等）

※生活保護受給世帯、町税の滞納がある世帯は対象となりません。

■助成額

業者等に支払った額の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）、5万円を限度として助成します。

※業者等には、個人（例えば・・・近所の方や知人）による請負を含みます。

■申込み方法

対象と思われる方は、保健センターにご連絡ください。

申込みとなった方に申請書を送付いたします。助成を受けるには、業者等との委託契約が必要となります。

※申請手続きの詳細については、申込時にお伝えいたします。

【お申し込み・お問い合わせ先】福祉課介護福祉係（保健センター） 電話：68-2288

紙おむつ等購入費助成（10月～翌年3月分）の申請受付を開始します

浦臼町では、3歳未満のお子さんのいるご家庭に、1ヶ月につき『紙おむつ4袋+燃やせるゴミのゴミ袋（40ℓ）1梱包』と交換できる引換券を交付しています。

10月は紙おむつ等引換券（10月～翌年3月分）の申請月です。

対象となる方へ申請書を郵送しておりますので、希望される方は保健センターに提出してください。

※3歳になる月分までが交付対象となります。

※お子さんが生まれた時は、随時申請を受け付けています。

※町税や使用料等を滞納している場合は、助成の対象外となります。

※引換券は申請時に発行しておりません。滞納状況の確認後に郵送いたしますので、最短でも3～4日かかります。

その他詳しい事やご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

福祉課子育て支援係（保健センター） 電話：69-2100